

《最近の自転車関連施策に関する国や自治体の動向等について》

1 法令関係

【警察庁】

「改正道路交通法（平成 27 年 6 月 1 日施行）」

〔改正の主な内容〕

① 自転車の運転による交通の危険を防止するための講習に関する規定の整備

一定の危険な違反行為をして 3 年以内に 2 回以上摘発された自転車運転者（悪質自転車運転者）は、公安委員会の命令を受けてから 3 か月以内の指定された期間内に講習を受けなければならない。

（公安委員会による受講命令に従わなかった場合は、5 万円以下の罰金）

（自転車による危険な違法行為 14 項目）

・ 信号無視、通行禁止違反、歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）、通行区分違反、路側帯通行時の歩行者の通行妨害、遮断踏切立ち入り、交差点安全進行義務違反等、交差点優先車妨害等、環状交差点安全進行義務違反等、指定場所一時不停止等、歩道通行時の通行方法違反、制御装置（ブレーキ）不良自転車運転、酒酔い運転、安全運転義務違反

【兵庫県】

「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（平成 27 年 4 月 1 日施行）」

〔条例の主な内容〕

① 交通安全教育の充実

これまでの県の交通安全教育に加え、保護者の教育や学校における児童、生徒又は学生への教育、さらには事業者の従業員への教育など、体系的な交通安全教育ができるよう社会全体で努めることを規定。

② 自転車の安全適正利用

- ・ 自転車の前照灯、ブレーキ、タイヤなどの日常点検や整備を行うことを規定
- ・ 高齢者への家族によるヘルメット着用等の助言の規定
- ・ 夜間ライト点灯と車輪の側面に反射器材を装着して自転車の利用に努めるように規定

③ 自転車損害賠償保険等の加入等

- ・ 自転車利用者及び未成年者の保護者や事業者に対し、自転車損害賠償保険等への加入を義務付け
- ・ 自転車小売業者及び自転車貸付業者は、保険等の加入の有無を確認できないときは、自転車購入者及び自転車借受者に対し、保険等の加入に関する情報提供を行い、保険加入を勧める。

※ただし、保険加入義務付けに対する罰則規定はない。

【広島県三次市】

「三次市自転車の安全利用に関する条例（平成 28 年 1 月 1 日施行）」

〔条例の主な内容〕

① 自転車に関する各関係者の責務を規定

（市の責務）

- ア 自転車の安全利用に関する教育及び啓発
- イ 自転車の灯火や両側面への反射器材の備付けの啓発
- ウ 自転車事故の保険等への加入の促進

（自転車利用者の責務）

- ア 利用する自転車に灯火を備付けるとともに、当該自転車の両側面に備付けるよう努めるように規定。
- イ 自転車事故の保険等に参加するよう努めるように規定。

（保護者の責務）

- ア 子どもが自転車を利用するときは、ヘルメットを着用させるよう努めるように規定。
- イ 子どもが利用する自転車について、自転車事故の保険等に参加するよう努めるように規定。

（自転車販売業者等の責務）

- ア 自転車を購入しようとする者に対し、自転車事故の保険等に関する情報の提供に努めるように規定。
- イ 事業活動を通じて、自転車の安全利用に関する啓発に努めるように規定。

2 民間事業者との連携

【横浜市】

「横浜市民を自転車の交通事故から守るための取組強化に向けた損害保険民間事業者との協定締結（平成 27 年 8 月 25 日締結）」

〔協定の主な内容〕

① 自転車交通事故発生時のセーフティーネットの構築

- ・ 自転車保険加入に向けた周知・啓発
- ・ 横浜市民の利用しやすい自転車保険商品などの提供

② 市が実施する交通安全事業や道路管理上のリスク管理に資する各種データ分析、資料の提供

- ・ 保有する交通事故データを元にした分析結果の提供
- ・ 道路の保守管理に関わる賠償事故情報や事故発生時の対応に関する情報の提供

③ 交通安全啓発活動や交通安全教育に関わる各種取組

- ・ 交通安全講習会への講師派遣など

3 広島市議会の意見・提案（H27.9 建設委員会）

- ・ ヘルメットの着用義務付けの検討
- ・ 自転車購入時に損害保険に参加する制度の検討
- ・ 自転車の利用促進のためサイクルトレインの導入の検討
- ・ 成人向け自転車安全教室の導入の検討